

経 済 産 業 省

20221115 貿局第1号
輸出注意事項2022第30号
輸入注意事項2022第13号
経済産業省貿易経済協力局

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和4年11月21日

経済産業省貿易経済協力局長 木村 聡

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」等の一部改正について

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別紙1から別紙3までの改正規定 令和4年11月28日
- 二 別紙4の改正規定 令和5年1月2日

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について（輸出注意事項 1 2 第 1 5 号・輸入注意事項 1 2 第 8 号（H 1 2 . 3 . 3 1））

改 正 案	現 行
1 定義 (1) この通達において、「特定手続等」とは、次の手続とする。 ①～⑦ (略) <u>⑧ 上記①から⑦までの手続に関連する報告、届出等</u> (2) ～ (5) (略) 2 ～ 9 (略) 1 0 許可又は承認等の手続に関連する手続 (1) 許可又は承認等の手続に関連する手続（1 (1) ⑤、<u>⑦及び⑧</u>の特定手続等をいう。）に関する電子申請の受付事務は、当該手続が書面の提出により行われる場合に適用される通達等により受付事務を行う経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課又は貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易検査官室が行う。 (2) 申請者本人又は代理者は、専用電子計算機に備えられたファイルから入手した<u>汎用</u>申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち必須申請項目を、当該項目の属性及び文字数に従って入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、入力すべき情報の文字数が当該項目の文字数を超える場合には、当該文字数の範囲内で情報を入力する とともに、申請様式の「備考欄」に当該項目を明示した上で、すべての情報を入力しなければならない。 (3) ～ (4) (略) 1 1 ～ 2 1 (略) 別紙参考様式第 1 (略) 別紙様式第 1 ～別紙様式第 9 (略)	1 定義 (1) この通達において、「特定手続等」とは、次の手続とする。 ①～⑦ (略) (新設) (2) ～ (5) (略) 2 ～ 9 (略) 1 0 許可又は承認等の手続に関連する手続<u>（許可又は承認等の条件の履行報告を含む。）</u> (1) 許可又は承認等の手続に関連する手続（1 (1) ⑤<u>及び⑦</u>の特定手続等をいう。）に関する電子申請の受付事務は、当該手続が書面の提出により行われる場合に適用される通達等により受付事務を行う経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課又は貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易検査官室が行う。 (2) 申請者本人又は代理者は、専用電子計算機に備えられたファイルから入手した<u>履行報告</u>申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち必須申請項目を、当該項目の属性及び文字数に従って入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、入力すべき情報の文字数が当該項目の文字数を超える場合には、当該文字数の範囲内で情報を入力する とともに、申請様式の「備考欄」に当該項目を明示した上で、すべての情報を入力しなければならない。 (3) ～ (4) (略) 1 1 ～ 2 1 (略) 別紙参考様式第 1 (略) 別紙様式第 1 ～別紙様式第 9 (略)

別紙様式第 10

(確認する物質の名称) の輸入に関する確認書

経済産業大臣 殿

※確認番号
※確認年月日
※有効となる日

申請者名
住 所
電話番号
担当者名
資 格
申請年月日

I ・ II (略)

※通 関

税関申告番号 及び申告年月日	送状数量	送状金額	許可又は承認年月日 及び税関押印	備考

(注) 当該申請に係る貨物は、有効となる日が属する年の 1 2 月 3 1 日までに輸入されるものとする。

別紙様式第 11 (略)

別紙様式第 10

(確認する物質の名称) の輸入に関する確認書

経済産業大臣 殿

※確認番号
※確認年月日
(新設)

申請者名
住 所
電話番号
担当者名
資 格
申請年月日

I ・ II (略)

※通 関

税関申告番号 及び申告年月日	送状数量	送状金額	許可又は承認年月日 及び税関押印	備考

(注) 当該申請に係る貨物は、確認された年の 1 2 月 3 1 日まで輸入されるものとする。

別紙様式第 11 (略)

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について（輸出注意事項 2 2 第 4 号・輸入注意事項 2 2 第 5 号（H 2 2. 2. 1 6））

改正案

別表第 1 4 事前確認申請様式（輸入公表三の 7 に基づく貨物（オゾン）の申請項目（特定手続等運用通達 6（2）及び（3）関係）

項番	項目名	新規	訂正	属性	文字数	備考	繰返回数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
1 5	数量単位	(略)	(略)	(略)	(略)	別紙 4 (単位 コード 表)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第 2 0 汎用申請様式の申請項目（特定手続等運用通達 10 及び 19 関係）

項番	項目名	必須の別	属性	文字数	備考	繰返回数
1	汎用申請区分	(略)	(略)	(略)	01: 履行報告_据付報告 02: 履行報告_ストック販売状況報告 03: 履行報告_積み戻し報告 04: 履行報告_使用状況及び設置状況報告 05: 履行報告_包括報告 06: 履行報告_水銀の使用実績報告 09: 履行報告_その他 11: 漁船の履行報告書等 12: 麻薬等原材料包括輸出承認の分割交付依頼書	

現行

別表第 1 4 事前確認申請様式（輸入公表三の 7 に基づく貨物（オゾン）の申請項目（特定手続等運用通達 6（2）及び（3）関係）

項番	項目名	新規	訂正	属性	文字数	備考	繰返回数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
1 5	数量単位	(略)	(略)	(略)	(略)	「KG」 固定	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第 2 0 汎用申請様式の申請項目（特定手続等運用通達 10 及び 19 関係）

項番	項目名	必須の別	属性	文字数	備考	繰返回数
1	汎用申請区分	(略)	(略)	(略)	01: 履行報告_据付報告 02: 履行報告_ストック販売状況報告 03: 履行報告_積み戻し報告 04: 履行報告_使用状況及び設置状況報告 05: 履行報告_包括報告 06: 履行報告_水銀の使用実績報告 09: 履行報告_その他 11: 漁船の履行報告書等 12: 麻薬等原材料包括輸出承認の分割交付依頼書	

					13: CP 新規届出 14: CP 内容変更届出／取下げ届出 15: CP/CL 受理票の記載事項変更届出 16: CL 提出(7月提出) 17: 輸出者等の名称等の公表等届出/ 取下げ届出 <u>18: パーゼル移動書類届出等</u> <u>19: パーゼル・廃掃法届出等</u>	
2～8	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

					13: CP 新規届出 14: CP 内容変更届出／取下げ届出 15: CP/CL 受理票の記載事項変更届出 16: CL 提出(7月提出) 17: 輸出者等の名称等の公表等届出/ 取下げ届出 (新設)	
2～8	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

別紙 4 単位コード表

数量単位コード	数量単位名称
(略)	(略)
GT	総トン数
<u>GWPkg</u>	<u>GWP キログラム</u>
<u>ODPkg</u>	<u>ODP キログラム</u>

別紙 4 単位コード表

数量単位コード	数量単位名称
(略)	(略)
GT	総トン数
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)

「電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告に当たっての裏書情報の記録等について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告に当たっての裏書情報の記録等について（輸出注意事項 1 4 第 4 4 号・輸入注意事項 1 4 第 4 5 号（H 1 4. 1 1. 5））

改 正 案	現 行
別表第 1 （5）事前確認（ワシントン、かに、まぐろ及びオゾン）に係る裏書情報入力項目 （略） <入力注意事項> （略） 注 1 0：許可・承認・確認情報の電子ライセンスの項目に記録されている単位が自動的に組み込まれる。 （略）	別表第 1 （5）事前確認（ワシントン、かに、まぐろ及びオゾン）に係る裏書情報入力項目 （略） <入力注意事項> （略） 注 1 0：許可・承認・確認情報の電子ライセンスの項目に記録されている単位 <u>（KG）</u> が自動的に組み込まれる。 （略）

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）

改 正 後	現 行
1～5 （略） 6 水銀に関する水俣条約の締約国等 アフガニスタン、アルバニア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、パハマ、バーレーン、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、パレスチナ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タンザニア、タイ、トーゴ、トンガ、<u>トルコ</u>、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆	1～5 （略） 6 水銀に関する水俣条約の締約国等 アフガニスタン、アルバニア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、パハマ、バーレーン、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、パレスチナ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タンザニア、タイ、トーゴ、トンガ、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウル

国、ウルグアイ、パヌアツ、ベトナム、ザンビア、ジンバブエ	グアイ、パヌアツ、ベトナム、ザンビア、ジンバブエ
7 ～ 1 0 (略)	7 ～ 1 0 (略)